

－厚生労働省、日本年金機構－

国民年金保険料の強制徴収業務等について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)

督促期間に含めていなかった期間に係る未納保険料(1)(収入)	2 2 5 8 万円
差押えを行い換価するなどしていれば充当することができた未納保険料(2)(収入)	3 4 2 8 万円
延滞金の納付督促等が適切に行われていなかった未納延滞金(3)(収入)	4 億 7 1 2 4 万円
(1)から(3)までの計(収入)	5 億 2 8 1 0 万円

1 強制徴収業務の概要等

日本年金機構は、日本年金機構法、国民年金法(法)等に基づき、厚生労働省の監督の下に、同省から委任又は委託を受けた国民年金保険料(保険料)の徴収等に係る事務を行っている。

機構は、上記事務の一環として、毎月の保険料を納期限である翌月末日までに納付していない者(未納者)に対して、未納保険料の納付督促を行っており、十分な保険料の負担能力があるのに、度重なる納付督促を行っても未納保険料の納付等がない場合には、当該未納者に対して最終催告状を発行することとしている。そして、最終催告状に記載された納付期限を経過しても未納保険料の納付等がない場合には、法第96条に基づく督促及び滞納処分(最終催告状の発行から滞納処分までを「強制徴収」)を行うこととしている。

機構は、滞納整理関係事務処理要領、国民年金保険料収納対策にかかる行動計画策定手順書等(これらを「要領等」)を定めて強制徴収に係る業務(強制徴収業務)等を実施することとしている。

2 本院の検査結果

25都道府県下の155年金事務所が平成26年度から28年度までの各年度に発行した督促状計86,144件に係る未納者並びに未納者と連帯して納付する義務を負うこととなっている未納者の世帯主及び配偶者(これらを「未納者等」)に対する強制徴収業務等の実施状況等を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 督促を行う必要がある未納期間を督促対象期間に含めていなかったもの

上記の督促状計86,144件の督促の対象期間(督促対象期間)に係る保険料(督促保険料)についてみたところ、未納期間が25か月を超えている未納保険料について、債務の承認があり保険料を徴収することができたものが78年金事務所において計511件あったが、511件のいずれにおいても未納期間が25か月を超えている未納保険料を督促していなかった。そして、督促していなかった未納保険料は計2258万円(未納月数計1,541月)となっており、このうち、計189件、982万円(同655月)については、既に消滅時効期間が経過していて、保険料を徴収する権利が時効により消滅していた。

(2) 差押可能財産を保有しているのに速やかに差押えを行っていないもの

差押予告通知書の発行後、未納者等と6か月以上接触していない場合は、再度納付督促を行う必要が生ずることとなるのに、特段の理由もなく、差押予告通知書の発行から6か月以上、未納者等の生活の維持又は事業の継続に影響が少なく、差押えなどを行うことが可能な預貯金等の財産(差押可能財産)の差押えを行っていないものが、35年金事務所において計178件見受けられ、これに係る未納保険料は5020万円(未納月数計3,313月)となっていた。上記の178件について、要領等に基づき速やかに差押可能財産に対する差押えを行って換価するなどしていたとすれば、財産調査の結果に鑑みると、計3428万円分の未納保険料に充当することができたと考えられる。しかし、速やかに差押えを行わなかったため、このうち計152件、2873万円(同1,896月)については、既に消滅時効期間が経過していて、保険料を徴収する権利が時効により消滅していた。

(3) 延滞金の納付督促等を行っていないもの

155年金事務所における延滞金の納付状況についてみたところ、督促保険料が全て納付されていて、延滞金の額が確定している計35,783件のうち、延滞金が未納となっているものは計17,891件、

4億7124万円となっていて、このうち、計5,151件、1億7703万円については、既に消滅時効期間が経過していて、延滞金を徴収する権利が時効により消滅していた。そこで、155年金事務所における延滞金の納付督促や滞納処分(これらを「延滞金の納付督促等」)の実施状況についてみたところ、延滞金の納付書を発行した後も未納となっている延滞金について、納付を促す文書を送付するなどの延滞金の納付督促を行っていたのは6年金事務所のみとなっていて、149年金事務所は、延滞金の納付督促を行っていなかった。また、延滞金充当のために差押可能財産の差押えを行うなどしている年金事務所は見受けられなかった。

(4) 強制徴収業務等の進捗の管理が適切に行われていなかったもの

155年金事務所において、強制徴収業務を適切に実施するために作成することとなっている強制徴収対象者進捗管理表(進捗管理表)の作成状況についてみたところ、未納者等から債務の承認を受けて時効が中断した日付、差押可能財産の有無等を進捗管理表に記録しておらず、速やかに差押えを行うなどの取組を円滑に実施することができない状況となっていた。また、進捗管理表等に延滞金の納付状況を記録することにしていなかったため、延滞金の納付督促等を適切に行うことができない状況となっていた。また、機構本部は、各年金事務所から進捗管理表の提出を定期的に受けるなどして、年金事務所における強制徴収業務等の進捗状況を把握することとしていなかったため、各年金事務所における未納保険料等の管理について適切な指導を行うことができない状況となっていた。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

機構において、既に消滅時効が完成しているものを除き、未納期間が25か月を超えている未納保険料について速やかに督促を行うこと、差押えによる未納者等の生活の維持又は事業の継続に影響が少ない差押可能財産が判明しているものについて速やかに差押えを行うこと、及び未納となっている延滞金について速やかに延滞金の納付督促等を行うこととするよう是正の処置を要求するとともに、機構及び同省において、保険料の強制徴収業務等が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 機構において、時効中断により保険料を徴収することができることを踏まえて、未納期間が25か月を超えている未納保険料についても督促状を発行する作業手順等を要領等に明記するとともに、当該要領等に基づき、時効中断により保険料を徴収することができる場合には全ての未納期間に係る未納保険料について督促を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 機構において、未納者等がその生活の維持又は事業の継続に影響が少ない差押可能財産を保有していることを把握した場合には、特段の理由がない限り、要領等に基づき速やかに差押えを行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 機構において、未納となっている延滞金についても、延滞金の納付督促等のための作業手順等を要領等に明記するとともに、当該要領等に基づき、延滞金の納付督促等を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

エ 機構において、各年金事務所における強制徴収業務等の進捗状況を的確に把握して適切な指導を行えるよう、各年金事務所から進捗管理表を定期的に機構本部に提出させるなどの要領等の見直しを行うとともに、進捗管理表等により強制徴収業務等の進捗の管理を適切に行うよう各年金事務所に周知徹底すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

オ 同省において、機構における強制徴収業務等が要領等に基づいて適切に実施されるよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)